

流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）説明会

本日のアジェンダ

日程 : 2025/2/17 (月) 14:00 – 16:00
20 (木) 14:00 – 16:00
26 (水) 14:00 – 16:00

形式 : Teamsによるオンライン形式

アジェンダ:

- ① 改正クリーンウッド法とシステムの関係 (10分)
- ② システム操作における画面説明
 - ②-1 素材生産販売事業者の方向け (20分)
 - ②-2 第一種木材関連事業者の方向け (40分)
 - ②-3 第二種木材関連事業者の方向け (20分)
- ③ ユーザー登録申請方法について (10分)
- ④ 質疑応答 (10分)

**14:00 開始となります。
音声をオフにしてお待ちください。**

①改正クリーンウッド法とシステムの関係

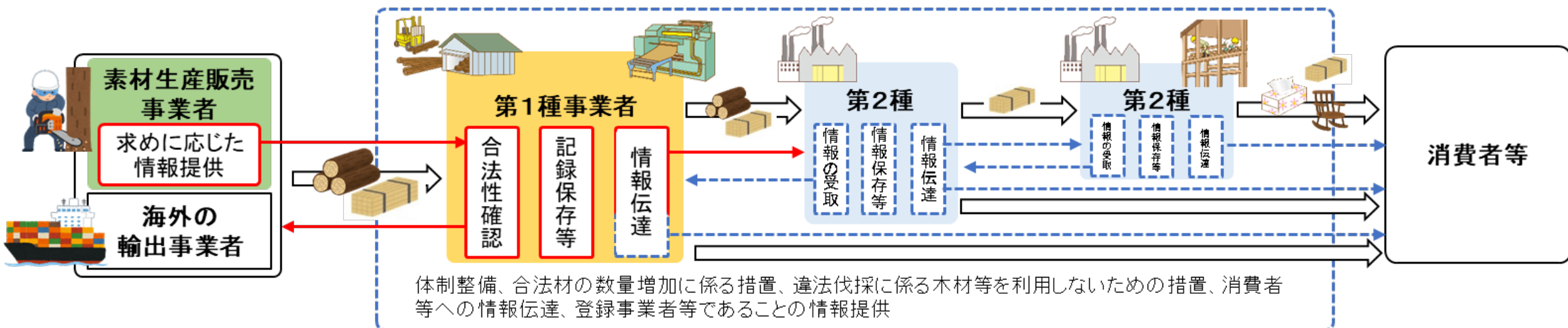
※改正クリーンウッド法の制度全般、運用詳細についてはクリーンウッド・ナビの以下資料をご参照ください。

クリーンウッド・ナビ：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

- 運用説明資料（R6.12月版）
- 改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座資料、説明動画
- 改正クリーンウッド法Q&A

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム機能

→ : 義務(必ず行わなければならない事項)
 → : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



素材生産販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④(一定規模以上)定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 ④その他事業者等(消費者を含む)に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

※本システム機能は、黄色マーカーの作業に対応するものです

※システムの利用は任意です。記録保存や報告書作成等一部の機能のみ利用いただくことも可能です。

第1種木材関連事業者の義務：（1）原材料情報の収集・整理

素材生産販売事業者の義務： 原材料情報の提供

（1）第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

⇔ 素材生産販売事業者は原材料情報の提供に応じる義務

（2）義務として収集すべき情報（原材料情報）は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

（1）取引において通常用いている名称

- ① 国産材：伐採造林届出書に記載されている樹種等
- ② 輸入材：ベイマツ、ユーカリ等

（2）取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

（1）国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

（2）輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

以下の書類を使用することができる

（1）国産材：①伐採造林届出書 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届出書適合通知 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等） ⑦合法木材GLに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林、境内等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

（2）輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等） など

（3）複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要

※3 原材料情報が収集等できなかつた場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報が予め手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

第1種木材関連事業者の義務

(2) 合法性の確認

(1) 原材料情報に加えて、その他関連情報を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

→確認の結果(合法性確認木材等である／合法性確認木材等でない)

(2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

(1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

- ※ ・国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供
- ・取引の実績
- ・その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、取引相手のCW法の登録情報、報告書など

(2) 収集等できなかつた原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかつた」ことをもって義務履行

2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

第1種木材関連事業者の義務

(3) 記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届出書）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡時まで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

第1種木材関連事業者の義務

(4) 情報の伝達

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者に木材等を譲渡す際に情報伝達の義務

1. 伝達する情報

- (1) 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
 - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨（例：全ての原材料情報収集済み）
 - ※ 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例：スギ、〇〇県、伐採造林届出書）
 - ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）
- (2) 合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）

2. 伝達の方法

- (1) 電子メールやFAXを送信、情報をクラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- (2) 林野庁にて開発中の「流通木材の合法性確認システム」を使用する方法
- (3) 包装に印字、納品書等に印字

※ 口頭は不可

3. 情報伝達の義務が課されない場合

- (1) 消費者への譲渡し：第1種事業者が自社のウェブサイトで消費者への販売を行う場合
- (2) 木材関連事業者ではない事業者への譲渡し：CW法対象外物品である木製食器を作る事業者に製材を譲渡す場合、学校法人に木製机を譲渡す場合
- (3) 輸出する場合

※1 情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録保存の義務は課されることに留意

※2 消費者等への譲渡しや輸出に関しては努力義務

第2種木材関連事業者の努力義務 情報の受取、保存、伝達

- 第2種事業者のみに対する努力義務は、
 - ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る（伝達されていない場合は情報提供をリクエスト）
 - ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

1. 情報の受取

- (1) 第1種もしくは第2種事業者から情報を受け取る
 - ① 第1種事業者から：原材料情報の記録に関する情報及び合法性確認木材等であるか否か
 - ② 第2種事業者から：合法性確認木材等であるか否か
- (2) 合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、川上に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを行う

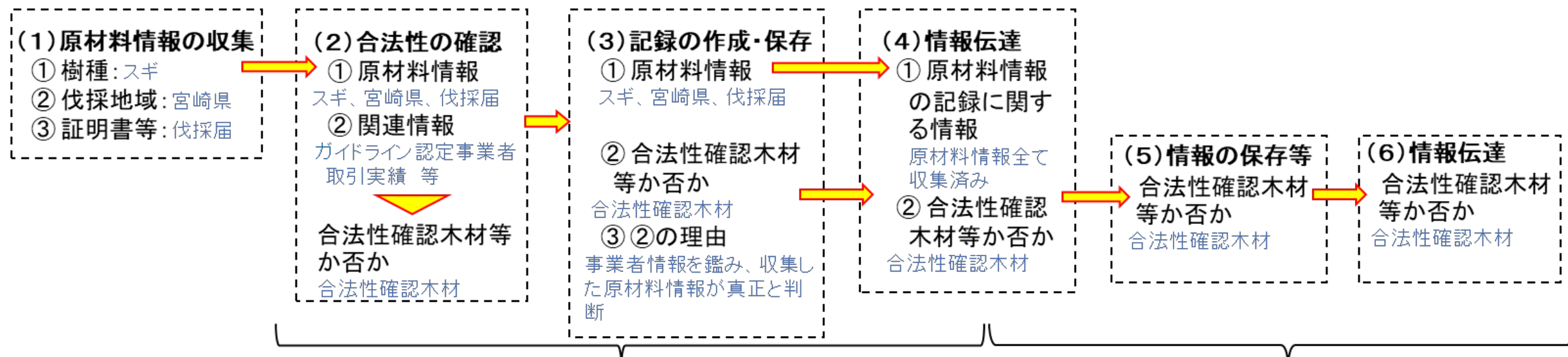
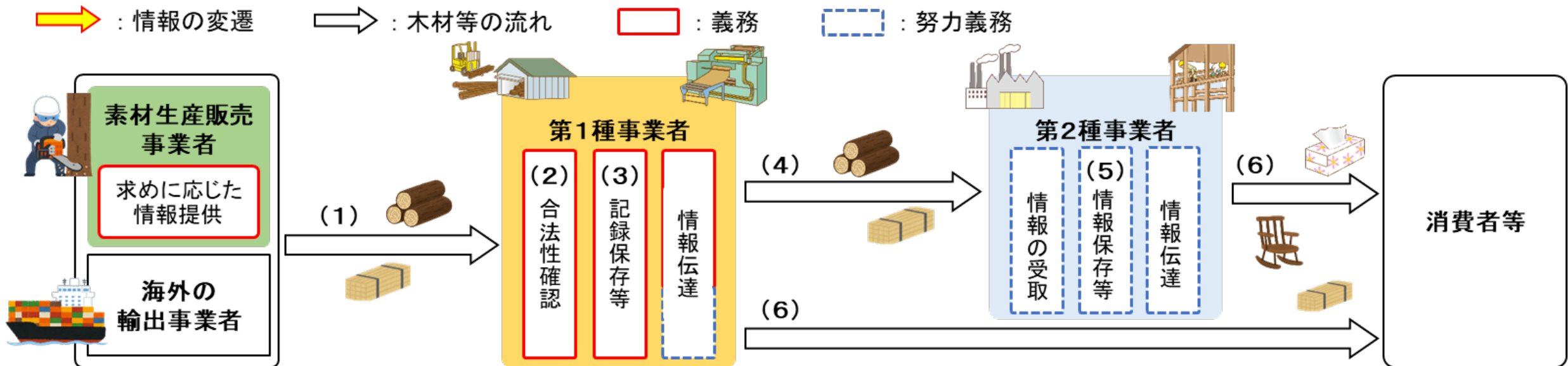
2. 情報の保存

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）
- (2) 方法：紙または電子
- (3) 作成の期限：遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで
- (4) 保存期間：作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

3. 木材関連事業者に対する情報伝達

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は伝達不要）
- (2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達
書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字 等

木材流通の各段階における情報の変遷（国産材の例）



収集した情報及び合法性の確認結果を保存、伝達

受け取った情報をそのまま保存、伝達

改正法に基づく報告書の提出

	定期報告	年度報告
対象事業者	以下いずれかの基準以上の第1種木材関連事業者 【第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量】 区分1：国産材(丸太)の総量 3万m ³ 区分2：輸入した「木材」を丸太換算した総量 3万m ³ 区分3：輸入した家具・紙等の物品(「木材」以外)の総量 1.5万トン ※使用する丸太換算係数は任意 ※家具等においては、「主たる部材」以外の重量も含む(ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量)	登録木材関連事業者(第1種、第2種)
主な報告事項	① 譲受け等をした木材等の総量(入荷量) ② ①のうち合法性確認木材等の数量 ※木材等の種類別に①②を報告	① 譲受け等をした木材等の総量(入荷量) ② ①のうち合法性確認木材等の数量 ③ 木材等の種類 ④ 伐採国・地域(1種のみ) ⑤ 樹種(1種のみ) ⑥ 確認書類(1種のみ) ⑦ 消費者への伝達状況(数量、伝達方法)
報告対象	前年度の4月～3月	前年度の4月～3月
報告先	① 木材(国産、輸入を問わない)のみ扱った場合 農林水産大臣 ② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣 ③ ①、②の両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣	登録実施機関
提出期限	毎年6月末日	登録実施機関の指定する〆切

共通

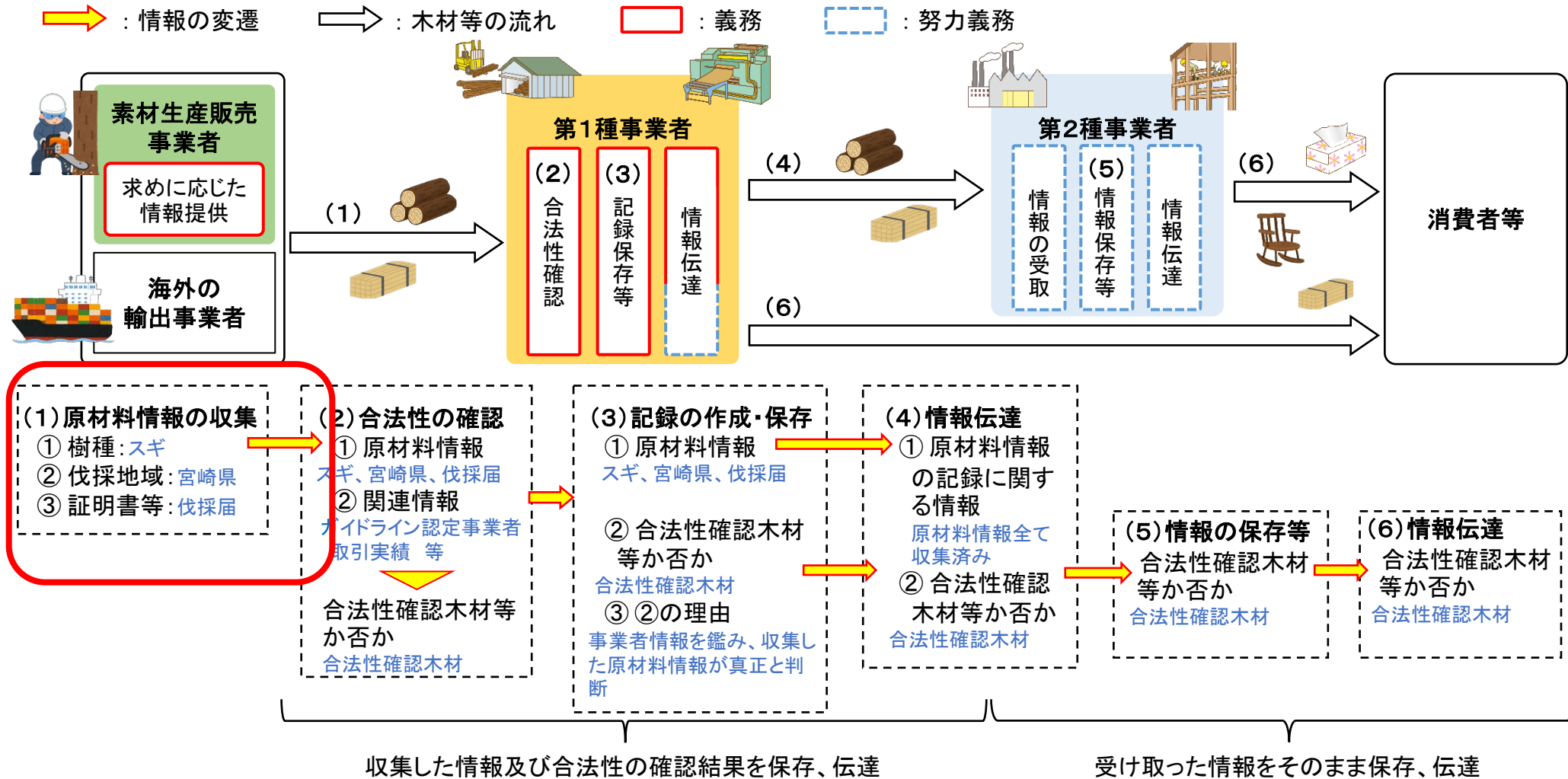
※登録木材関連事業者で定期報告の対象となる事業者は、年度報告と同じものを定期報告として提出可(2種類作成する必要なし)
 ※改正法に基づく第1回めの報告は、令和7年度実績を令和8年に報告いただくこととなります
 ※年度報告について、令和7年度提出分(令和6年度実績)は従来の様式・要領で行っていただきます

②システム操作説明

ここからは実際のシステム画面にて基本操作をご説明します

※操作マニュアルは後日クリーンウッド・ナビに掲載いたします。

原材料情報の登録・伝達（素材生産販売事業者・第1種木材関連事業者）



原材料情報の登録（素材生産販売事業者・第1種木材関連事業者）

- ◆ 素材生産販売事業者においては、原材料情報の記録や第1種木材関連事業者への伝達を行えます
- ◆ 素材生産販売事業者が書面やメール等で原材料情報を提供し、第一種木材関連事業者がシステムに登録することも可能です

原材料情報登録

伐採地域1
伐採地域(国)
伐採地域の国を選択してください。

日本

伐採地域(都道府県)
伐採地域の都道府県を選択してください。

秋田県

伐採地域(市区町村)
伐採地域の市区町村を入力してください。

能代市

樹種1
樹種 必須
原材料の樹木の種類を選択してください。見つからない場合は、その他をチェックしてください。

スギ その他

合法性証明書証1
証明書種別 必須
証明書の種類を選択してください。該当の種類が選択肢にない場合はその他を

伐採造林届

証明書ファイル 必須
証明書ファイルをアップロードしてください。ファイルサイズは000MB

書類名XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX.pdf

サプライヤ
登録者の画面のみに表示されます。

キーワード
登録者の画面のみに表示されます。

メモ
登録者の画面のみに表示されます。

・原材料情報（伐採地、樹種、証明書）を登録できます（各複数可）
・複数の原材料情報をまとめて一つの原材料情報として記録、伝達もできます

・証明書ファイルをアップロード
・スマホの場合はカメラを起動して撮影し、そのままアップロードすることもできます

検索に使用できる任意情報も登録できます

登録した情報は一覧表で管理（キーワード等で検索可）

操作マニュアル ヘルプ 利用者情報

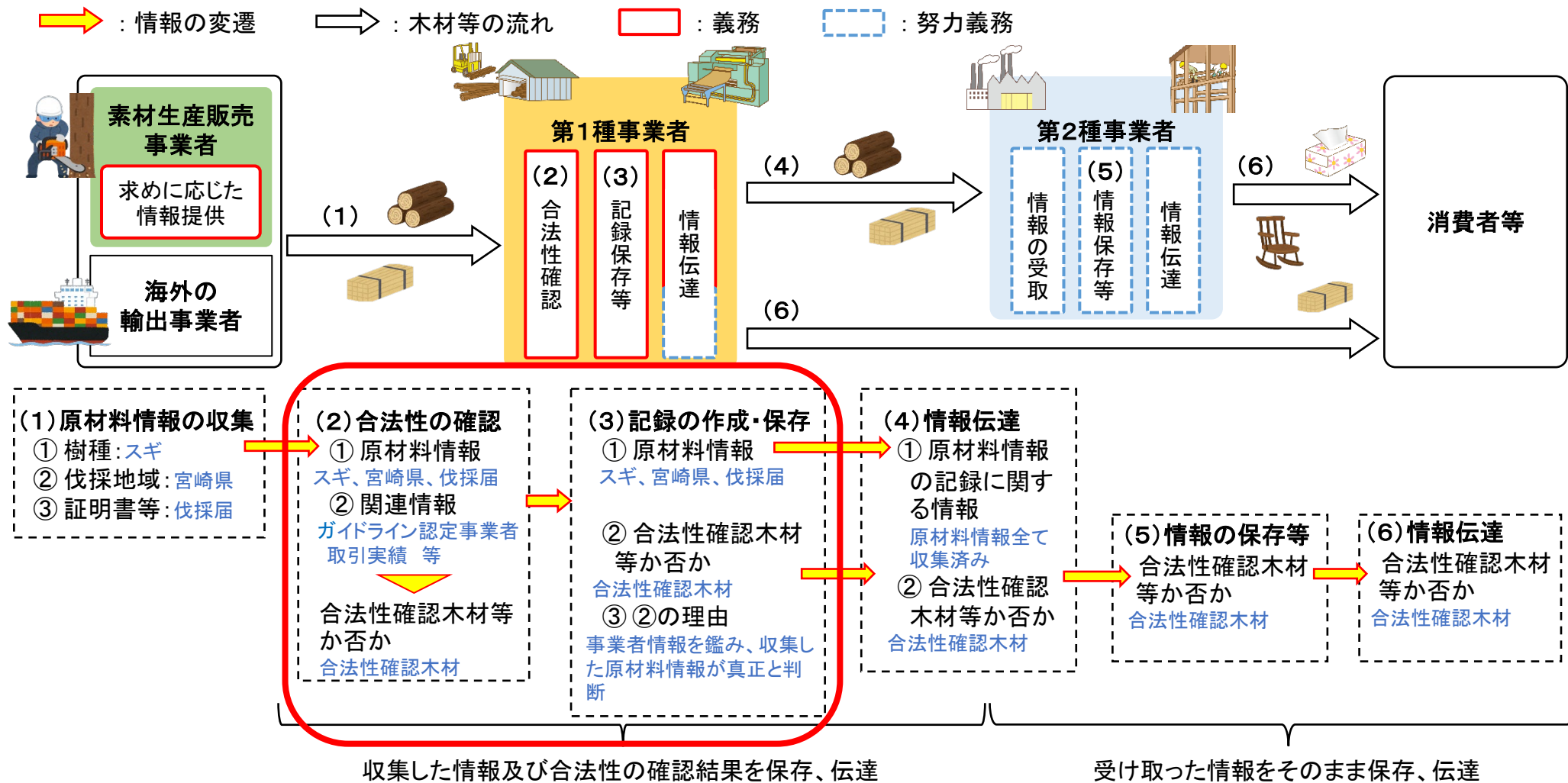
5件中1-5件表示

情報伝達	ステータス	原材料ID	区分	最終更新日	サプライヤ	キーワード	操作
<input type="checkbox"/>	未伝達	2412-000055	国産材	2024/12/26 09:59		A木材市場向け	閲覧 >
<input checked="" type="checkbox"/>	未伝達	2412-000054	国産材	2024/12/26 09:56	秋田県有林12林班	間伐	閲覧 >
<input type="checkbox"/>	未伝達	2412-000053	輸入材	2024/12/26 09:54	USwood	型番1234-56用	閲覧 >
<input checked="" type="checkbox"/>	未伝達	2412-000052	国産材	2024/12/26 09:50	国有林	システム販売1	閲覧 >
<input type="checkbox"/>	伝達済み	2412-000045	国産材	2024/12/25 14:28			閲覧 >

2件選択中 [選択した項目の情報伝達を行う](#)

選択した原材料情報を第1種木材関連事業者に伝達できます（複数選択可）

原材料情報及び合法性確認結果の記録（第1種木材関連事業者）



原材料情報及び合法性確認結果の記録（第1種木材関連事業者）

合法性確認結果登録

原材料情報

原材料ID: 2507-000025

原材料情報1

伐採地域・国	日本 山形県	
樹種	ヒノキ クロマツ	
合法性証明書	証明書種別	伐採造林届適合通知
	証明書	xxxの伐採造林届.pdf

原材料情報2

伐採地域・国	日本 栃木県	
樹種	スギ クヌギ	
合法性証明書	証明書種別	森林経営計画書
	証明書	xxxに関する森林経営計画書.pdf

その他関連情報

その他関連情報がある場合に入力してください

その他ファイル

その他に添付したいファイルがある場合に登録してください。ファイルサイズは5MBが上限です

ここにファイルをドロップまたは

[ファイルを選択](#)

ファイルが未選択です

確認結果 必須

確認結果を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合はその他を選択後、確認結果を入力してください。

 その他

確認結果の理由 必須

確認結果の理由を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合はその他を選択後、確認結果を入力してください。

 その他

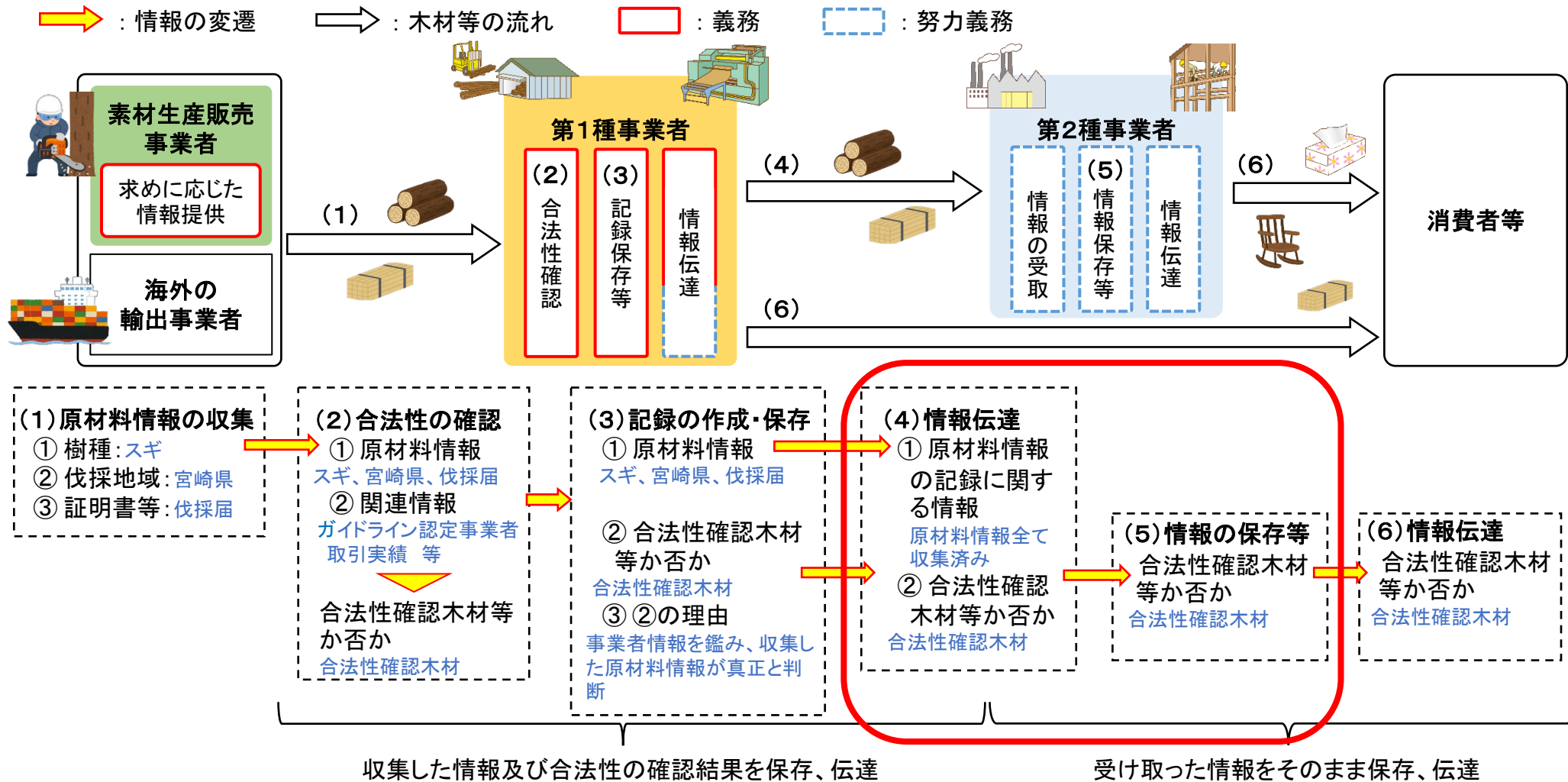
登録

素材生産販売事業者から提供された、
又は自ら登録した原材料情報（伐採地、
樹種、証明書）が表示

（任意）
原材料情報の他に合法性確認に使用し
た「その他関連情報」を記録

（必須）
合法性確認結果・理由を登録（選択肢
から選択。自由記載も可）

合法性確認結果伝達（第1種木材関連事業者⇒第2種木材関連事業者）



合法性確認結果伝達（第1種木材関連事業者⇒第2種木材関連事業者）

合法性確認結果伝達

合法性確認結果の伝達を行います。必要事項を入力後、内容確認ボタンを押してください。

取引名 必須
取引内容 必須

伝達先選択

伝達情報種別 必須
伝達情報の種別を選択してください。

概要情報を伝達する 詳細情報を伝達する

原材料ID: 2501-000002

原材料に関する情報	全ての原材料情報を収集済み
確認結果	合法性確認木材等です

その他伝達情報

認定番号等

納品情報

操作	品名	等級	長さ	容積(立方メートル)	個数	単位
追加						
削除						

木質バイオマス情報

GHG関連情報

内容確認

一時保存

拡大

合法性確認結果&原材料情報に関する情報 伝達のパターン

◆パターン1 概要情報を伝達する

伝達情報種別 必須

伝達情報の種別を選択してください。

概要情報を伝達する 詳細情報を伝達する

原材料ID: 2501-000002

原材料に関する情報	全ての原材料情報を収集済み
確認結果	合法性確認木材等です

原材料情報の収集結果のみ伝達

◆パターン2 詳細情報を伝達する

伝達情報種別 必須

伝達情報の種別を選択してください。

概要情報を伝達する 詳細情報を伝達する

原材料ID: 2501-000002

確認結果	合法性確認木材等です	
伐採地1	日本 北海道	
樹種1	トドマツトド	
証明書1	証明種別	伐採造林届 ⓘ
	証明書	造林伐採届.pdf

原材料情報の内容・証明書まで伝達

※詳細バージョンは、原材料情報登録時に「2種への情報公開可」を選択した場合のみに選択可となる（スライド19~21を参照）

木質バイオマス情報伝達

- ◆クリーンウッド法関連の情報に加え、任意で木質バイオマス証明、GHG関連情報等も一緒に伝達できます
- ◆木質バイオマス証明、GHG関連情報のみの伝達もできます

The screenshot shows the 'Wood Biomass Information' page. The left sidebar contains navigation items: Home, Business Menu, First Wood Business Operator, Raw Material Information Registration, Raw Material Information Overview, Legality Confirmation Results Overview, Information Transfer Overview, Report Overview, and Regular Report. The main content area includes:

- 木質バイオマス情報**
 - バイオマス由来証明**
バイオマス由来証明の種類を選択してください。
選択してください
証明の種類を選択
 - ・間伐材等由来の木質バイオマス (GHG関連情報あり/なし)
 - ・一般木質バイオマス 製材等残材 (GHG関連情報あり/なし)
 - ・一般木質バイオマス その他由来の証明が可能な木材 (GHG関連情報あり/なし)
 - バイオマス由来証明ファイル等**
ファイルをアップロードしてください。ファイルサイズは000MBが上限です。複数ファイルを一度にアップロード可能です。
ここにファイルをドロップ
または
ファイルを選択
証明書ファイルを添付できます (スマホで撮影しアップすることも可)
 - GHG関連情報**

原材料区分	トラック最大積載量	輸送距離	加工区分
原材料区分を選択してください。 選択してください	トラック最大積載量を選択してください。 選択してください	輸送距離を選択してください。 選択してください	加工区分を選択してください。 選択してください
 - バイオマス伝達事項**
任意の伝達事項を入力できます

At the bottom, there are buttons for 'Return to Raw Material Information Overview Screen', '送信' (Send), and '一時保存' (Save Temporarily).

補足 原材料情報の伝達 ～概要伝達のみ可とする場合～

原材料情報登録画面での選択 チェックを入れない場合

原材料情報を登録します。必須事項を入力内容確認ボタンを押してください。

区分 必須

国産材

輸入

輸出された国産材(もしくは「伐採国が日本の木材等」)を輸入した場合は、「国産材」ではなく「輸入」を選択し、伐採地で「日本」を選択してください。

第二種木材関連事業者への情報公開

第二種木材関連事業者へ伐採地域・樹種・合法性証明書情報の公開を許可する場合はチェックしてください。

第二種木材関連事業者に公開を許可する

拡大

第二種木材関連事業者への情報公開

第二種木材関連事業者へ伐採地域・樹種・合法性証明書情報の公開を許可する場合はチェックしてください。

第二種木材関連事業者に公開を許可する

情報伝達画面での選択 (概要伝達のみ選択可)

伝達情報種別 必須

伝達情報の種別を選択してください。

概要情報を伝達する

詳細情報を伝達する

原材料情報登録画面でチェックが入っていない場合、詳細伝達は選択できない

原材料ID:2501-000002

原材料に関する情報	全ての原材料情報を収集済み
確認結果	合法性確認木材等です

収集結果のみ表示

↑チェックを入れると詳細伝達選択が可能となる。初期設定はチェックなし (概要伝達のみ許可)

原材料情報登録画面での選択 チェックを入れた場合

原材料情報を登録します。必須事項を入力内容確認ボタンを押してください。

区分 **必須**

国産材 輸入

輸出された国産材(もしくは「伐採国が日本の木材等」)を輸入した場合は、「国産材」ではなく「輸入」を選択し、伐採地で「日本」を選択してください。

第二種木材関連事業者への情報公開
第二種木材関連事業者へ伐採地域・樹種・合法性証明書情報の公開を許可する場合はチェックしてください。

第二種木材関連事業者に公開を許可する

拡大

第二種木材関連事業者への情報公開
第二種木材関連事業者へ伐採地域・樹種・合法性証明書情報の公開を許可する場合はチェックしてください。

第二種木材関連事業者に公開を許可する

↑チェックを入れると詳細伝達選択が可能となる。初期設定はチェックなし（概要伝達のみ許可）

情報伝達画面での選択

伝達情報種別 **必須**
伝達情報の種別を選択してください。

概要情報を伝達する 詳細情報を伝達する

合法性確認結果情報

原材料ID:2506-000229

確認結果	合法性確認材木である。
伐採地域	日本 岐阜県 飛騨市
樹種	スギ
合法性証明書	伐採造林届.pdf

チェックが入った場合のみ、概要伝達・詳細伝達どちらも選択できる

原材料情報の詳細まで表示

- ◆ 第1種木材関連事業者から第2種木材関連事業者へ伝達する「原材料情報に関する情報」については、以下の2通りの選択が可能
 - ・ 概要伝達：収集結果のみ伝達（例「すべて収集」「証明書なし」など）
 - ・ 詳細伝達：原材料情報の内容まで伝達
（例 「樹種：スギ、伐採地：日本、証明書：伐採届（※証明書ファイル含む）」）
- ◆ 原材料情報登録画面の「第二種木材関連事業者に公開を許可する」にて設定可能
 - ・ （チェックなし）：概要伝達のみ可 ←初期設定はこちら
 - ・ （チェックあり）：概要伝達・詳細伝達どちらも可（伝達情報画面にて選択）
- ※ 素材生産事業者が原材料情報を登録する場合
原材料情報を提供した第1種から、その先の第2種事業者へ詳細情報を伝えて欲しくない場合は
（チェックなし）とすることで、伐採届等の意図しない第2種業者への共有等を防止
- ※ 第1種木材関連事業者が原材料情報を登録する場合
必要に応じて情報提供元の素材生産事業者の意向等も考慮して設定

帳票出力

- ◆納品書のほか、登録した情報をもとに合法性確認結果等の伝達事項を記載した帳票を出力可能です
- ◆販売先が当システムを使用しておらず、書面での伝達が必要な場合等にも活用いただけます

〇〇 株式会社 〇〇〇〇 部署 代表 林野 太郎 様	発行日：YYYY年MM月DD日 発行者： 〇〇 株式会社 〇〇〇〇 部署 所在地： 〇〇県 〇〇〇市 〇〇〇〇町 〇〇〇〇〇 12-34 代表： 山元 花子
----------------------------------	--

クリーンウッド法に基づく合法性確認情報

1. 原材料情報の記録に関する情報

原材料情報の収集結果

原材料ID	樹種	伐採地域	合法性証明書等
2508-000012	スギ・ヒノキ	日本・福島県	伐採造林届
2508-000012	クヌギ	日本	森林経営計画書

2. 合法性確認結果

当該物件は合法性確認木材等です

3. その他情報

登録・認証等の情報

制度名等	登録番号	備考
合法木材供給事業者認定	全木連第●●-XX号	合法的に伐採された木材です
SGEC森林認証	JIA-COC-12345	100%SGEC材です

備考

・2024年●月●日～△月△日納品分

任意のロゴやマークを挿入できる欄

③利用登録申請方法について

利用者登録について

クリーンウッドシステムへの利用者登録は下記の手順で行います。※利用者登録申請は事業者単位で行っていただきます

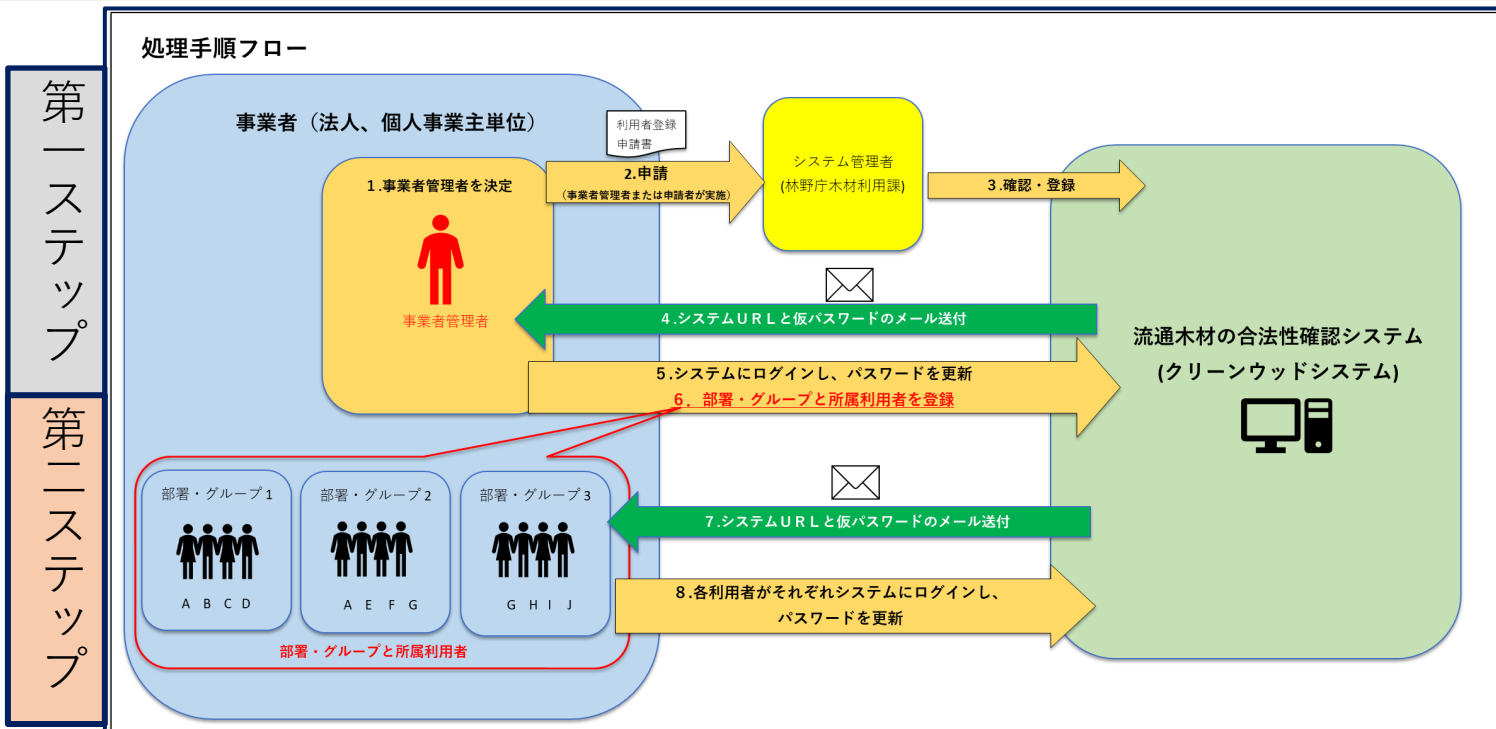
【申請手順】

第一ステップ

1. 各事業者において、事業者の管理者となる方（以下「事業者管理者」）を決定
2. 事業者管理者または申請者は、利用者登録申請書に必要事項を記入の上、林野庁 木材利用課 合法伐採木材利用推進班 (cleanwood@maff.go.jp)（以下「システム管理者」）に申請書をメールで送付
3. システム管理者は、事業者の重複登録がないことを確認の上、当該事業者と事業者管理者情報を登録
4. 上記3に基づきシステムから、事業者管理者のメールアドレスにシステムのURLとログインのための仮パスワードを送付

第二ステップ

5. 事業者管理者は、システムに事業者管理者のメールアドレスと仮パスワードでログイン後、仮パスワードを当システムで使用する任意のパスワードに更新
6. 事業者管理者は、当該事業者として登録する部署・グループ名と所属する全利用者情報をシステムに登録
7. 上記6に基づき、システムから登録された各利用者のメールアドレスに、システムのURLとログインのための仮パスワードを送付
8. 各利用者は、申請したメールアドレスと仮パスワードでシステムにログイン後、仮パスワードを当システムで使用するパスワードに更新



登録申請書様式の公表及び申請受付開始は3月中旬頃を予定しています。詳細はクリーンウッド・ナビにてお知らせする予定です。

利用者登録申請書

流通木材の合法性確認システム(クリーンウッドシステム) ユーザー登録申請書

(必須)の箇所は必ず記入をお願いします。

申請にあたり、クリーンウッドシステムで収集したデータの取扱いについて、下記条件のご確認をお願いします。

※当システムに登録・保存されたデータは、クリーンウッド法に係る業務で活用することのみを目的として林野庁が閲覧する場合があります。

※当システムの使用にあたり、下記申請情報を収集し、それらの情報は利用目的の範囲内で個人情報として適切に扱われることを別紙「流通木材の合法性確認システム - 個人情報保護プライバシーポリシー」により確認しました。

※当システムの使用にあたり、責任、所有権、制限項目等をまとめた、別紙「流通木材の合法性確認システム - 利用規約」について確認しました。

左記事項につきまして確認しました
(プルダウン選択)

入力事項	事業者基本情報(必須)		事業者管理者情報(必須)				申請者情報(事業者管理者と申請者が異なる場合のみ必須)			特記事項	提出不要(事業者管理者にて管理する情報)		
	事業者(法人・個人事業主)名 システム上、表示する事業者名(法人・個人事業主)を入力	法人番号 (保持している場合)	氏名	部署・グループ	メールアドレス	電話番号	氏名	部署・グループ名	メールアドレス		電話番号	部署・グループ名 システム上、表示する部署名・組織名を入力	部署・グループの電子メールアドレス 左記の部署・グループとして 送受信するメールアドレスを入力
注意点	※(株)など略字ではなく株式会社等、登記簿上の表記と同じもので申請 ※グループ会社は法人ごとの登録を行う。	事業者(法人)に対し 国税庁が指定する13 桁の識別番号	事業者管理者とは当システムを使用する 法人・個人事業主の代表者(1名) (事業者管理者の役割) 1)事業者内の部署・グループの登録を行う 2)各部署・グループに所属する利用者を 登録する 3)定期報告・年次報告において、事業者 レベルで集計する 4)部門・グループの登録者の責任も可 5)事業者内で複数人の登録も可能 (当申請書では代表管理者のみ登録)	事業者管理者の所属部署・グループ名 実際の部署名でなくても可能	当システムで使用する 管理者のメールアドレス	電話番号	代理申請の場合のみ記入	代理申請者の部署・グループ名	代理申請者のメールアドレス	電話番号	その他の特記事項があれば 記載 ※担当する業務や役割ごとに部署・ 組織が違えば、そのグループごと に記入 ※実際の組織階層、表記に沿わな い名称でも可だが、取引先と相互に 認識・共有できる名称であること、ま た重複する名称は不可 ※個人事業主の場合で、階層がな い場合個人事業主名と同じでも名 称でも可	※入力対象は当該事業者、組織・グループ下で実際に当システムにア クセスする人のみ ※権限が不要になった場合は、事業者管理者がユーザー管理メニュー から該当ユーザーを削除する ※利用者(部署・グループに属するメンバー)については、定期的 (例:3か月に一度)に見直し、システム上の利用者情報およびリストを 更新する ※個人事業主の場合は、部署・グループ(N列)と同じでも可能 ※重複、O列のメンバーのアドレスは不可 ※メールアドレスとして実在するものを使用 ※個人事業主の場合は、部署・グループに 属するメンバーのアドレス(O列)と同じでも可	※同一人物が異なる部署・グループのメンバーとして各業務を行う場合) それぞれ別の部署・グループに所属するメンバーのメールアドレスを入力 例:山田さん(yamada-a@abc.co.jp)が購買グループとして合法性確認を、 経理課として集計作業を行う場合など
例示	ABC株式会社	1234567890123	山田 太郎	経理部	suisan_ichiro@abc.co.jp	03-1111-0000	山田 太郎	経理部	tarou_norin@abc.co.jp	03-1111-0000	購買グループ 経理部 無日本統括部	soubai_group@abc.co.jp keiri_group@abc.co.jp tokatsu_group@abc.co.jp	yamada-a@abc.co.jp,sato-b@abc.co.jp yamada-a@abc.co.jp,suzuki-h@abc.co.jp okada-a@abc.co.jp,sakai-d@abc.co.jp
1													
2													
3													

事業者基本情報(必須)

- 事業者(法人・個人事業主)名
- 法人番号(保持している場合)

※システム上、表示する事業者名(法人・個人事業主)

事業者管理者情報(必須)

- 氏名
- 部署・グループ
- メールアドレス
- 電話番号

※事業者管理者とは当システムの使用にあたっての法人・個人事業主内での代表者(責任者)(1名)

※事業者管理者の所属部署・グループ名は実際の部署名でなくても可能

※当システムで使用するメールアドレス

申請者情報(事業者管理者と申請者が異なる場合のみ必須)

- 氏名
- 部署・グループ
- メールアドレス
- 電話番号